

立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 18 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条第 4 項の規定による。

## 立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年立川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(費用弁償の種類及び額)</p> <p>第4条 ……略……</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費及び死亡手当</u>とし、その額は、常勤特別職の職員の旅費の例による。</p>	<p>(費用弁償の種類及び額)</p> <p>第4条 ……略……</p> <p>2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃、旅行雑費及び宿泊料</u>とし、その額は、常勤特別職の職員の旅費の例による。</p> <p>3 <u>外国旅行については、前項の規定にかかわらず、議長にあっては市長、副議長及び議員にあっては副市長</u>の例による。</p>

### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定は、施行日以後に出発する出張から適用し、同日前に出発した出張については、なお従前の例による。